

ボディートークセミナー受講規約

本受講規約(以下「本規約」という)には、International BodyTalk Association(以下「IBA」という)および株式会社ボディートークジャパンおよび講師・インストラクター(以下「当社」という)が提供するセミナー・ワークショップ等(以下「セミナー」という)を受講するにあたっての受講希望者と当社との間の契約条件が規定されています。受講希望者は本規約の内容をご理解いただき、すべての条件に同意の上お申込、ご参加をお願いいたします。

第1条(本規約の承諾および変更)

1. 第4条に基づくセミナーの申込を当社が承諾した全ての受講者(以下「受講者」という)は、本規約の内容を承諾したものとみなされます。

2. 当社は、受講者に通知を行うことにより、本規約を変更することができるものとします。本規約の変更が通知された後に、受講者がセミナーに参加した場合には、受講者は変更された規約に同意したものとみなされ、変更後の規約が受講者に適用されます。

第2条(提供サービス)

1. 当社は、受講者に対し、第3条で定める受講料金を対価として、当社が別途定めるセミナー内容により講義を行うものとします。但し、受講者が講義内容を習得することを保証するものではありません。

第3条(受講料金等)

1. 受講者は、当社が International Japan BodyTalk Association(以下「IJBA」という)のWEB サイト上、またはその他で掲示する受講料金を支払うものとします。

第4条(セミナーの申込)

1. 受講希望者は、IJBA の WEB サイト上に掲載する手続、または当社の定めるその他の手続に従って、受講の申込(以下「受講申込」という)を行ない、氏名・住所・電話番号その他当社の別途定める事項について、正確且つ最新の情報(以下「登録情報」という)を申込書その他に記載して提供するものとします。

2. 受講者が、セミナーを勤務先等の所属団体(以下「所属団体」という)を通じて申込み場合(以下、「団体申込」という)、所属団体と各受講者は、連帯して、本規約に基づく義務を負うものとします。

第5条(セミナー受講申込の承諾)

1. 当社は、当社が別途定める審査基準に基づく受講申込の審査の結果、受講申込を承諾する場合、受講希望者に対してセミナーの受講を許諾する旨を電子メール、電話、ファックスまたはその他当社が適切と判断する方法にて通知するものとします。

2. 当社と受講者間のセミナーの提供に係る契約(以下「本契約」という)は、受講料金全額の入金確認後に当社が行う受講申込完了通知の送信(または送付)をもって有効に成立し、受講希望者は、本規約の定めに従い受講者たる資格を取得するものとします。

第6条(受講者情報の使用)

1. 当社は、登録情報および受講者がセミナーを受講する過程において当社が知り得た情報(以下「受講者情報」という)を使用することができるものとします。

2. 団体申込における受講者の所属団体が、別途当社の定める手続に従って閲覧を請求した場合には、当社は、当該所属団体に対し、その所属団体に属する各受講者の受講履歴を書面または電磁的方法により開示するものとします。

第7条(講義内容に対する権利および禁止行為)

1. セミナーに含まれる一切のノウハウ、アイデア、手法その他の情報、セミナーにおいて提供される教材、書籍およびビデオ等の記録媒体、その他一切の著作物、ならびに、セミナーで使用される一切の名称および標章(以下併せて「講義内容」という)についてのノウハウ、著作権及び商標権その他一切の権利は全て当社に帰属し、受講者は、これらの権利を侵害する行為を行ってはならないものとします。

2. 受講者は、講義内容を自己の学習の目的にのみ使用するものとし、いかなる方法においても、受講者個人の私的利用の範囲を超え、若しくは範囲外で使用したり、または第三者に対して、貸与、頒布、販売、譲渡、修正、翻訳、使用許諾等を行ってはならないものとします。

3. 受講者は、別途当社が明示的に許可する場合を除き、録音、録画、撮影その他いかなる方法または媒体を用いるかを問わず、講義内容を記録することはできないものとします。

4. 受講者は、セミナーの受講に際して、他の受講者から取得した一切の個人情報について、いかなる第三者にも開示または漏洩してはならないものとします。但し、当社は、受講者による他の受講者の個人情報の取扱いに関して、何人に対しても一切の責任を負わないものとします。

5. 受講者は、認定ボディートーク施術者(CBP)の資格取得後でなければ、ボディートークの施術および施術料金を徴収する行為を行うことはできません。

6. 受講者は、以下の条件を1つでも満たしていなければ、受講者もしくは所属団体のWEBサイト・各種広告媒体・チラシ等に受講者自身のボディートーク施術について掲載することはできません。

- (1) 受講者が IBA/IJBA 会員であること。
- (2) 受講者が認定ボディートーク施術者(CBP)の資格を有すること。
- (3) 表現、記述、掲載内容等について事前に IJBA 事務局の許可を得ていること。

7. 受講者は、IBA が認定するインストラクター資格取得後でなければ、有償・無償を問わずセミナー内容を教授することはできません。

8. 受講者が前7項に反する行為を行なった場合、受講者は、当社が法令に基づき請求することのできる損害賠償額に加え、法令で許容される限度で当社が相当と認める金額を、違約罰として支払うものとします。

9. 当社は、セミナーの受講風景をカメラ等で撮影し記録する場合があります。記録した映像は、IJBA のWEBサイト・セミナーの案内を目的とした各種広告媒体・セミナー教材等に利用することとし、その他の目的には利用いたしません。受講者は、記録された受講者の映像が上記の範囲内で使用されること、および、当該映像に対する一切の権利(著作権法27条および28条に定める権利を含む)が当社に帰属することを承諾するものとします。この場合において、当社は、受講者に対し、報酬その他一切の金銭的義務を負わないものとします。

10. 受講者は、当社が IJBA のWEBサイト・セミナーの案内を目的とした各種広告媒体・セミナー教材等の一部として使用することを明示した提供の求めに応じ、受講者アンケート、感想文、その他受講者が作成した文書等(以下「受講者文書等」)を提出した場合、受講者文書等が上記の範囲内で使用されること、および、受講者文書等に対する一切の権利(著作権法27条および28条に定める権利を含む)が当社に帰属することを承諾するものとします。この場合において、当社は、受講者に対し、報酬その他一切の金銭的義務を負わないものとします。

第8条(受講者資格の中断・取消)

1. 受講者が以下の項目に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに本契約を解除し、当該受講者の受講者資格を停止または将来に向かって取り消すことができるものとします。またこの場合、受講者が以下の(2)(3)(4)のいずれか一つにでも該当する場合は、受講料の返金はいりません。

- (1) セミナーの内容を適切に理解できない可能性がある場合その他当社がセミナーの受講者としての適格性に欠けると判断した場合。
- (2) 受講申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
- (3) 本規約に違反した場合。
- (4) その他、受講者として不適切と当社が判断した場合。

2. 受講者は、次の各号に該当するときは、即刻退席いただきます。またこの場合、受講料の返金はいりません。

- (1) セミナーの進行を妨害したり、他の受講者に迷惑になるような行為をした場合。
- (2) 承諾なしに売り込み・勧誘など、自己又は第三者の宣伝及び営利目的の場として利用した場合。
- (3) セミナーの内容を録音又は録画し、あるいはセミナー教材を自己目的以外にコピーした場合。
- (4) 他人にセミナー教材及び資料を貸与又は譲渡その他の方法で利用させた場合。
- (5) その他、当社の権利を害し、又は品位を著しく傷つけた場合。

第9条(返金・キャンセル規定)

1. 受講者の都合によりセミナー受講を取消される場合は、下記の取消料を差し引いた金額を返金致します。なお、返金の際の振込み手数料は申込者負担とします。

ボディートークアクセス(2012年2月までの開催分)

取 消 日		取 消 料
セミナー開講日の 前日から起算して さかのぼって	14日目にあたる日 以前の取消	無 料
	13日目にあたる日から 2日目にあたる日までの取消	受講料の20%
セミナー開講日の前日以降の取消 または無連絡不参加の場合		受講料の100%

ボディートークアクセス(2012年3月からの開催分)

取 消 日		取 消 料
セミナー開講日の 前日から起算して さかのぼって	14日目にあたる日 以前の取消	1,050円
	13日目にあたる日から 2日目にあたる日までの取消	受講料の20% (但し下限は1,050円)
セミナー開講日の前日以降の取消 または無連絡不参加の場合		受講料の100%

その他のコース(2012年2月までの開催分)

取 消 日		取 消 料
セミナー開講日(初日) の前日から起算して さかのぼって	28日目にあたる日 以前の取消	無 料
	27日目にあたる日から 14日目にあたる日までの取消	受講料の10%
	13日目にあたる日から 2日目にあたる日までの取消	受講料の20%
セミナー開講日(初日)の前日の取消		受講料の50%
セミナー開講日(初日)の当日の取消(セミナー開講前)		受講料の75%
無連絡不参加の場合		受講料の100%

その他のコース(2012年3月からの開催分)

取 消 日		取 消 料
セミナー開講日(初日) の前日から起算して さかのぼって	28日目にあたる日 以前の取消	2,100円
	27日目にあたる日から 14日目にあたる日までの取消	受講料の10% (但し下限は2,100円)
	13日目にあたる日から 2日目にあたる日までの取消	受講料の20%
セミナー開講日(初日)の前日の取消		受講料の50%
セミナー開講日(初日)の当日の取消(セミナー開講前)		受講料の75%
無連絡不参加の場合		受講料の100%

2. 申込後の変更はできません。取消しと再申込が必要です。
3. 別のセミナーへの受講料の振替はできません。
4. セミナー開講後の取消しはできません。

第10条(セミナーの中止・中断および変更)

1. 当社は、セミナーの運営上やむを得ない場合には、受講者に事前の通知なく、セミナーを中止・中断できるものとします。

2. 前項の場合には、当社はセミナーの中止または中断決定後14営業日以内に、当該セミナーについての受講料金を返金します。但し、当社の責任は支払済の受講料金の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。

3. 当社は、諸条件により、事前の通知なしにセミナー会場を変更する場合があります。

第11条(損害賠償)

1. 受講者が、セミナーに起因または関連して、当社に対して損害を与えた場合、受講者は、一切の損害を補償するものとします。

2. セミナーに起因または関連して、受講者と他の受講者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当社に生じた一切の損害を補償するものとします。

第12条(当社の責任)

1. 当社は、故意または重過失に基づく場合を除き、セミナーまたは本規約に関連して受講者または第三者が被った特別損害(予見可能性の有無を問わない)、間接損害および逸失利益について何ら賠償責任を負わず、通常損害について、当社が当該受講者から現実に受領した受講料金の範囲内でのみ、損害賠償責任を負うものとします。

2. 理由の如何を問わず、受講者が、当社またはセミナーの開催場所に物件を残置し、当該セミナー終了後1ヶ月以内に当社の定める手続により返還を請求しなかった場合、当社は、受講者が当該物件に対する所有権その他の権利を放棄したものとみなして、これを任意に処分することができるものとし、当該物件に関して一切の責任を負わないものとします。

第13条(管轄)

1. 本規約またはセミナーに関連する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

付則 本規約は2011年10月1日より実施するものとします。

株式会社ボディートークジャパン